

2012年6月25日

医療機関をはじめとする「独立行政法人等の役職員の給与の見直しについて」
に対する声明

日本医療労働組合連合会
全国大学高専教職員組合
日本自治体労働組合総連合

政府は、国家公務員に対する平均7.8%もの賃下げを4月に実施したのに続き、5月11日の閣僚懇談会において、独立行政法人・国立大学法人に対し、給与見直し（削減）に向けた労使交渉を急ぐよう要請する方針を正式に確認した。そして、運営費交付金を給与引き下げに見合う分だけ減らす方針も申し合わせ、さらに交付金により人件費がまかなわれていない法人についても同様の給与削減を行い国庫に納付するようとしている。

労働条件の自主交渉・自主決定原則は国立大学法人、特定独立行政法人、非特定独立行政法人全てに於いても貫かれるべき原則であり、このことは、政府自身もこれまで認めてきたものであり、尊重されなくてはならないものである。財政措置も伴うこの原則からの逸脱は明らかに憲法28条に定める団結権、団体交渉権を冒すものであり、法治国家として許されない。

今回の方針では「震災復興」が理由とされている。しかし、3月11日の「東日本大震災」の発生から、全国の医師・看護師をはじめとして医療従事者は、被災現地に派遣されたものは被災者の救援のために、被災地へ職員を送り出した側は、少ない医療スタッフで後医療を補完し、必死の思いで全力を挙げて対応してきた。現地の病院・診療所では医療従事者自らが被災し、病院などに寝泊まりし、それこそ24時間体制で救援にあたった。病院の廊下の片隅に、毛布にくるまりながら仮眠をとり、家族とも連絡がとれず安否を気遣いながら患者対応をした。「命を守る」ために、わが身を犠牲にして対応した。これらの対応において、大きな役割を發揮したのは、医療労働者であり公務員や公的機関の労働者である。そして、独立行政法人等の形態をもち、全国的なネットワークをもつ国立病院機構や国立大学付属の病院、公的医療機関である。

「東日本大震災」の中で果たした献身的な役割に対する政府の対応が、人件費の削減とはあまりにも道理にはずれる行為である。同時に、公務・民間を含む、医療関係労働者の賃金にも大きな影響を与えかねない。政府に対し厳しく抗議するとともに、法人に対する給与引き下げの要請と運営費交付金減額の方針を直ちに撤回することを求める。

以上